

別紙 1

仕様書

- 1 件名 菊川ふれあい会館消防用設備取替修繕業務
- 2 業務場所 下関市菊川ふれあい会館（以下「会館」という。）
下関市菊川町大字下岡枝 1 1 7 番地
- 3 履行期間 契約締結日から令和 7 年(2025 年) 3 月 3 1 日まで
- 4 業務概要 受託者は、関係法令に定めるところに従い、新設する消防用設備の調達と交換及び交換した既設消防用設備を適正に処分する。
- 5 業務内容
 - (1) 非常用予備ディーゼル発電設備の燃料噴射ポンプ取替修繕業務
 - ア 業務概要
非常用予備ディーゼル発電設備が起動できないため、燃料噴射ポンプを取替え、消火ポンプに電源が供給できるよう修繕する。
 - イ 非常用予備ディーゼル発電設備の型式等
発電機 製造者：三菱電機 型式：C F C-D
原動機 製造者：三菱重工業 型式：S 4 L
 - (2) 避難口誘導灯（左向き）交換業務
 - ア 交換対象避難口誘導灯、設置箇所及び数量
会館 1 階多目的ホール観覧席 1 個
会館 2 階研修室前通路 1 個
 - イ 規格
 - ・ L E D 誘導灯 B 級 B H 型 片面型
 - ・ L E D 誘導灯 B 級 B L 型 両面型
 - ・ 表示板 B 級 3 枚
 - ・ リニューアルプレート 天井直付用 1 個
- 6 官公庁への諸手続き
業務に関連して必要な官公庁への諸手続きは、受託者の負担とし、速やかに行う。
- 7 業務の実施時間
受託者は、業務の実施を、原則として、委託者の運営勤務日における就業時間内に行うものとする。ただし、担当職員が別に指示する場合にはこの限りではない。

8 業務完了

- (1) 受注者は、業務完了報告書及び新しい消防設備が正しく設置されたことが確認できる書類（取替作業前、作業後の写真等）をまとめた報告書を発注者に提出すること。
- (2) 消防用設備等設置届け出書の作成、届出をもって履行完了とする。

9 支払いについて

全ての業務完了後に支払う。

10 環境に関する配慮事項

別記1「特記仕様書（環境編簡易）」のとおり

11 下関市暴力団排除条例による措置

別記2「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」とおり

12 その他

- (1) 受注者は、業務場所における事故及び災害防止の措置を確実に講ずること。
- (2) 受注者は事故または災害が発生した場合は、直ちに、最善の応急処置を講ずるとともに委託者及び関係官公署に報告すること。
- (3) 受注者は、会館利用者及び会館職員の安全を最優先に会館運営の妨げとならないよう業務を実施すること。
- (4) 業務の実施に当たり、施設、備品その他に対し損害を与えたときは、受託者の負担により賠償するものとする。